

## 和歌山家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

平成28年11月7日（月）午後1時30分から午後4時00分まで

### 第2 開催場所

和歌山家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

（委員）

沖本易子，小原智津，越野章史，小谷竜也，木皮享，名波正晴，野上あや，野崎高志，藤井幹雄，藤下健（委員長），藤田清司

（五十音順，敬称略）

（事務担当者又は庶務）

吉村首席家裁調査官，加藤事務局長，中島首席書記官，古瀬次席家裁調査官，佐藤事務局次長，澤江総務課長，川村主任家裁調査官，奥野庶務係長

### 第4 議事

#### 1 開会

#### 2 委員長挨拶

#### 3 新任委員紹介・挨拶

#### 4 前回の議事概要等

説明者（総務課長）が，前回委員会テーマ「少年事件における被害者配慮について」に関する報告を行った。

#### 5 テーマ

(1) 川村主任家裁調査官から離婚調停ガイダンスの概要説明を行い，DVD「お子さんのいるご夫婦のための離婚調停ガイダンス」を視聴した。

#### (2) 意見交換

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：事務担当者

又は庶務】

- ◎ 家庭裁判所で夫婦関係調停において離婚調停ガイダンスを実施するに当たり、当事者に御覧いただくDVDを見ていただきました。御覧になっての御感想、御意見をお願いします。
- 実際の事件で当事者に2度程、第1回の調停の際に見てもらったことがあります。DV案件のときは、当事者から「こんな家庭だったらいいのにな。」との感想を聞きました。一般的な理解はされていたようで、趣旨は伝わっていたと思います。面会交流でもめているケースや相手が離婚に応じないケースでは、当事者が素直に内容を受け止められない場合もあるのではないかと思います。
- ◎ 当事者は、どうしても離婚や財産分与などに関心が行きがちに思います。その場合にこのDVDを見ることは、子供の利益や立場を考えなければいけないということに気づいてもらうという意味で意義があることだと思います。
- 離婚調停ガイダンスの感想を直接聞く機会はこれまでなかったのですが、調停委員を通じて聞いたところによると、面会交流に拒否的だった人が、面会交流の重要性を認識し、夫婦の問題と親子の問題を分けて考えるという発想に気づいたという話を伺っています。そういう意味では伝わっているのかなと思います。
- 仕事上子供たちと接しています。反抗期は、早い子で小5、小6で始まり、遅い子で中3、高1になります。その時期は子供たちへの接し方が難しいです。この時期の子供たちを見ていると、元気な子供が、ある時期から落ち込んで、勉強もせずに、生活が乱れてくるケースでは、親が離婚している場合もあります。DVDでは、子供の発達段階として、中学生以上として一括されていましたが、この時期の子供たちが受ける影響には差があることから、中学生と高校生とに分けた上で、具体的に気を付けなければいけない点を多く入れていただきたいと思います。

調停では、子供の意見は反映されるのですか。

■ 平成24年に民法が改正されたときに、離婚の際、子の親権や面会交流を定める場合には、「子供の利益を最も優先して考慮しなければならない」という文言が入りました。平成25年に施行された家事事件手続法では、審判や調停の家事事件手続においても子供の意思を把握するように努めて、子供の年齢や発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならないという規定が設けられました。家庭裁判所では、家庭裁判所調査官が子供の調査を行っていますが、このように法律が変わってきて、ますます家庭裁判所調査官が子供の意向を調査するというケースが増えており、重点的に取り組んでいるところです。具体的には、調停とは別の日に調査官が子供に会って、子供と一対一で話をして、子供がどんな気持ちでいるのか、どんなことで困っているのかということを知り、その調査結果を調停委員会に報告し、場合によっては調査官が調停に立ち会って、当事者が子供の心情を受け止められるように援助しています。

◎ 中学生及び高校生は発達の個人差も大きく、微妙な時期になるという話は参考になります。実際に事件を担当していますと、あの辺りの年齢の子供は、親の離婚について微妙な心理的影響を受けて難しい場合もあります。将来的には今の御意見を参考にさせていただきたいと思います。

○ 私の担当したケースでも当事者にDVDを見ていただきました。その方は、女性の代理人と一緒にDVDを見られて、どの場面がというのは分からないのですが、「責められている気がした。」と感想を言われていました。

調停委員としては、このDVDは、とても距離感がいいなと感じています。調停の中で、場合によっては調停委員が必要に応じて説明すべきことを順序立てて説明してくれていますので、とても役に立つと思っています。

当事者は、事件を早く進めたい気持ちを持っており、自分たちの立場で主張します。DVDを見るタイミングは最初がいいかなと思います。手作り感

がかって温かい感じがしていいと思います。

- 夫婦関係の問題で、金銭関係の問題は調整が付きやすいのですが、親権や面会交流はデリケートなテーマで、トラブルが多くなります。離婚自体は成立しているのに、面会交流の履行段階でトラブルになるケースも多いです。それらの点を踏まえると、このDVDは非常に意義があると感じました。私も代理人として本人に対して強調して説明するのは、夫婦は他人で別れてもやむを得ないと感じることもあるが、子供は親を選ぶことなく生まれてきて、お互いの半分のDNAを持っているのだから、子供の前で相手を非難するのは子供の半分のDNAを否定することにつながるということです。ただ、先程感想にもあった「責められている。」というのは、離婚や別居が子供に影響を与えるという内容を敏感に感じとり、今行おうとしていることを否定されていると感じるからではないでしょうか。

また、このDVDは少し時間が長いのかなと感じました。いろいろな見方はあるのですが、後半の親の責任のところまででいいのではないかと思います。見せるタイミングは、最初ではなくて、本当に子供のことを考えなければならない時がいいのではないかと思います。別れるとして、子供のことをお互いどう考えるかという段階の時に見せた方がより印象に残るのかなとの感想を持ちました。

- ◎ 慰謝料や婚姻費用などの金銭の問題は、議論しているうちに落ち着きどころが見えてきます。親権問題や面会交流がこじれると解決が困難で、それが原因で調停が成立しないということもあります。これは、非常にデリケートな問題であり、このDVDを視聴していただくことによって、多少なりとも変わればいいなと感じています。タイミングの問題は、ケースごとに柔軟に実施する必要があるのではないかと思います。
- 調停に参加される方の心理状態を自分なりに想像しますと、感情が相当対立し、当事者同士の話し合いがつかなくなったことから、第三者に調停をお願い

いしているということになると思います。その場合に、このDVDの内容は非常に良くできていると思います。ただ、お互いの感情が対立している場合は、このDVDを見せて、素直に「はい。」と心に染み入ってくるかなと、若干説教くさいかなと感じました。時間もトータルで35分は長過ぎます。調停室に交互に入るということで、その待っている時間を利用して見てもらうということを考えて作られたのかなと想像しますが、人間の集中力の持続は15分が限度と言われています。ですから、この内容を更にコンパクトにする、説教じみた言い方ではなく、子供のことを最優先に考えてほしいということを簡単にシンプルなメッセージで、場合によっては、ビジュアルを使った方が、これから手続を取られる方にとって、納得を得られやすいのかなと思います。

先程、金銭関係は調整が付きやすいという話がありましたが、養育費と面会交流との関係は、当事者に理解させるのが難しい問題だと思います。つまり、養育費を払っているから面会させろというように払う側は思いますが、面会を実現するかどうかは相手が同意するかが問題になります。例えば、子供が思春期に親と会いたくないとなった場合に、後々もめ事になるのではないかと思います。養育費の関係では、ブラジルでは離婚ということについて、子供を徹底して守るという法制度ができあがっていて、その中で、父親が養育費を払わないとその身柄が拘束されます。それだけ、子供に対して、司法が、国がバックアップして介入していきます。

- ◎ 今の養育費を払わなかった場合の法的措置は、私が聞いた限りでは、アメリカ合衆国のいくつかの州でも、養育費を払わないと刑務所に入れられるという話を聞いています。養育費と面会交流との問題は、当事者の感覚ではなんとなく対価関係に立っているという印象を持つ方もいるようですが、法律的には対価関係ではなく、同時履行が求められることはありません。面会交流が必要だと言っても母親の方が「子供がそれを望まない。」と言ってくる

ことが多く、それをそのまま受け入れるというのは微妙な問題で、子供が母親の強い影響下にある場合もあり、子供の意見を聞けばそれでいいのかという問題もあります。DVDの時間が長いという点は、もう少しコンパクトにするという考え方もあり得ると思います。

○ 初めてDVDを見させていただいて、離婚したとしても将来にわたって親として関わっていくという表現に配慮されているという思いを持ちました。その一方で、法律上の権利、義務、責務という言葉が、調停の場で、どう響くのか、もう少し柔らかい表現ができればいいのではないかと感じました。

○ DVDは説教的なところがあり、冷静なときには入ってくるだろうが、調停の場にいる当事者に果たして入ってくるのだろうかと思いました。テンポが早くて、ナレーションも一本調子のように思いました。私の中ではアメリカ映画の「クレイマー、クレイマー」のような内容が、子供のことをどのように考えなければならないのかをよく表現できているように思います。

振り返りシートはどのように使うのでしょうか。

■ 振り返りシートは、第1回の調停でDVDを見てもらう前に、調停委員からそれぞれの当事者にシートを渡して、御自身の手控えとして利用してもらっています。

○ DVDの中でももう少し統計的なものがあれば印象に残ると思います。

△ 少年事件を扱っていますと、少年の生い立ちを見た時に、親が離婚しているという家庭も多いです。その辺りの事情を見ていくと、離婚のときの家庭環境の調整がうまくいかないことが原因で非行に走る少年もいるのではないかと感じています。少年事件は少年自身の問題のほかに、少年を監護する親や家庭環境の問題というものが、非行の背景として大きなウエイトを占めているのではないかと考えています。そういった観点から見ますと、家事調停において離婚が問題になったときに、いかに子供にとってより良い家庭環境を維持していくことが非常に重要な課題だと思います。DVDは、そのとお

りで非常に参考になりました。内容について特に異論があるわけではありません。検察官も当事者から話を聞くのが仕事で、事件直後では当事者は混乱した状態で、検察官がいろいろ言っても聞き入れてもらえません。相手の話をよく聞いた上で徐々に解きほぐしていくことがとても大切になります。DVDを見せるタイミングについては、第1回というのも一つの方法とは思いますが、中には少し押しつけがましいと感じる方もいるのではないかと思います。そう考えると、調停の場で当事者の言い分をある程度聞いた上で、DVDを見せてわだかまりを少しずつ解きほぐしていくことも手段としてはあり得るのではないかと思います。

◎ 調停委員には当事者の言い分をよく聞くように裁判所からも言っています。DVDの内容が当事者の頭に入るタイミングは考えていかなければならない場合もあるかと思います。タイミングはある程度融通の効く問題でしょうか。

■ DVDを見せる場合は、調査官が関与していますので、3～5回目の調停で煮詰まった辺りで見せることも可能です。タイミングは柔軟に考えることが可能ですが、今のところは1回目に見てもらうことを原則としています。

△ DVDは和歌山家裁で作成されたものですか。

◎ 他庁で作成したものを使っています。

△ 全国的に映像でガイダンスに取り組んでいるのですか。

■ 例えば、ある大きな庁では第1回の調停期日の前に集団で親教育的なプログラムを組んでいます。裁判所によっていろいろな工夫をしています。全国統一的なものではありません。

◎ 先程委員から中学生、高校生は微妙な段階にあるという話がありました。比較的最近に経験した事件で中学生、高校生が関与する紛争性の高い事件がありました。調査官が子供の話を聞いた際に、今まで育ててもらったことを感謝していると言っていたことが非常に印象に残っています。子供はよく見ていると感心したのを記憶しています。子供は成長してくるとそういう理解

ができるのだと思いました。

- 養育費の支払義務者には、面会交流を円滑に進めるためには義務を履行してほしいと説明し、面会交流を拒否している側には、養育費の支払いは面会交流をさせる条件ではないと説明しますが、なかなか調整が難しいというのが現実です。
- 父親の側から子供と会わせてくれないのに養育費を払い続けなければいけないのかという相談を受けた経験もあります。面会交流は相手方の協力ができないという現実があります。DVDを第1回期日に見せるということは、争点や背景が十分に分からない段階で見せることになり、子供のためという趣旨が十分に伝わらないのではないかと思います。
- DVDは一般的なケースを想定して作られているので、DVでシェルターに逃げている事件では面会交流に応じたくないという気持ちを持つこともあります。そのような事例でDVDを見せる場合は、立ち会っている調査官にフォローしてもらう必要があると感じました。
- DVDを見せるタイミングや本人が不安がっている様子があればフォローも考えていきたいと思います。本日、いろいろと御意見を伺ったので今後検討していきたいと思います。
- DVDを見ていただくのは、1回目が原則なのですが、1回目の様子からDVDを見せるタイミングではないと判断し、2回目に延ばしたこともあります。中には3回目に実施したこともあります。更に柔軟に行っていききたいと思います。
- ◎ 皆様からいただいた意見は今後の参考とさせていただきます。事案によってはフォローも検討していきたいと思います。内容面もいろいろと御意見をいただいたところは、将来的には検討課題とさせていただきます。

## 6 次回委員会の意見交換テーマ

裁判所における障害者への配慮について

7 次回委員会の開催日時

平成29年5月26日（金）午後1時30分

8 閉会